

2020年5月11日(月) 21:30-22:30

	問い	回答
● 今日は、法の下での平等ですね。		
▲ はい。		
● 14条 すべての国民は法の下に平等であって・・・とあります。		
● Q1 法の下での平等とは、どのような状況でしょうか？	Q1	
■ Q1A1.どんな理由があっても差別されないこと。他にもたくさんありそう		Q1A1
■ 国に邪魔されずに自由に活動できる機会の平等、弱い立場の人を助け結果を平等にする結果の平等		
● Q2 どんな理由に当てはまりそうな理由とは？	Q2	
● 14条にも書いてありますよね		
▲ すみません、Q2の問いをもう一回		
▲ ああ、Q1A1の「どんな理由」について聞いているんですね。		
● そうです。		
■ Q2A1 14条によると生まれ、育ち、その人の過去、身分とか思想とか		Q2A1
● Q3 では、実際14条は守られているのでしょうか？	Q3	
▲ ちょっとその前に、		
▲ 「法の下での」という部分ですが		
▲ 「法」は「法律」のことでいいですね。		
● 法律ではなく、憲法ですね。		
▲ えっ、そうなんですか		
● 憲法の下が、法律。		
● 14条は、そもそも何か？という憲法。		
● 法律は、憲法の範囲を超えないというのがどこかでありましたよね。		
▲ 憲法の条文の中で、憲法のことを指すときは「憲法」と書いてあります		
▲ ここだけ「法」		
▲ 「法律」のことではないかと思いました		
● そういわれたらそうかもしれませんね。		
▲ 平等に扱わない法律を作らない		
▲ 平等に法律を適用する		
● 私の解釈は、法律は憲法を超えないから憲法だと思ってました。		
■ 法律という概念の中で、前提として人は平等という意味だと認識していました		
▲ 両方かな？		
● http://minoring-office.com/data_lawpri/consti012.php		
● こういう解釈してる。		
▲ 私もそこを見たんだけど、		
● これで行くと、法律ですね		
▲ なにか足りない感じもしてる		
■ そもそも平等の捉え方もたくさんあって尚の事わかりづらい🙄		

● 平等は特にわかりにくくなりますね。		
● 平等という名の不平等なので・・・		
● ただ、この場合は、人によって変わらない基準で法律的に同じように扱うことなので、難しくはないのかもしれませんが。		
● ここでの法は、基本的に皆さん法律を考えて解説してるものが多いようですね。もしくは、両方と解釈できる漢字もある。		
▲ 一票の格差、が法の下での平等の具体例でよく出てますね。こういうのはわかりやすい。		
▲ 平等の意味として。		
● そうですね。		
■ Q3にもどりますが、そういう意味では平等はまもれてないですね		Q3A1
● 「生まれながらの平等を定めたもので」となると、基本的人権につながるのですかね～		
■ 皆平等に生まれながらあるなら基本的人権ですね		
▲ 平等って権利かな？		
● ある意味は権利なのではないかなあ～		
■ 権利ぽくもありますが、奪われないものみたいなイメージ		
● 法の下という前置きがあるから、その部分においては権利なのでは？		
● まして、行政では、公平公正がある意味絶対なので、そうでなければならぬことには違いないと思います。		
● でも、普通に考えたら平等ってことは何も無いよね。		
▲ 平等、はルールじゃないかな、と思いました		
▲ 権利なら、13条に並んでる。		
▲ はず		
● 法律がルール？		
● その中の基準？		
▲ ルールのためのルール		
■ 憲法が国を縛るルールなので、国が特定の人を鼻糞しちゃいけないよっていうルールな気がします		
● ルールを守るためのルール化		
▲ さっきのリンクにもあるように、		
▲ でも、平等ってやっぱり難しい側面もけっこうありますよね。		
● https://www.weblio.jp/content/ 法の下での平等		
● この辞書の解説が何となく私的には、じっくりくるかも		
● とすると、法は「法律」		
● 平等は、原則		
● 憲法で、こう定められていても、なかなかそうはなっていない気がしますね～		
▲ 権利義務に関して法律上すべての人が平等に取り扱われなければならないという憲法上の原則。		

▲ 憲法違反が日常化しているということですね		
● と思います。		
● これを守るのは、憲法の心から行くと国。		
■ どうすれば平等が守れますかね。法律違反しても守られる人とかいるしもみ消す人もいる。		
▲ 法律を作る人たちの意識ですよ		
● やっぱり、三権分立がしっかりしないといけないと思うなあ～		
● 自分たちで立法するから、自分たちの都合に合わせるのはある意味理解できる。		
● そのためには、結局国民がしっかりしなきゃいけない。		
■ 国民の意識が大事ですね		
● 確か、国民は努力しなきゃいけないみたいなのありましたよね		
■ http://agora-web.jp/archives/2032462.html 12条ですね		
● そうでしたね。覚えられません(^-^;		
● でも、12条すらも習うことないですからね～		
▲ そこにあった主権者教育の元ネタ		
▲ https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm		
● 18歳の選挙権が主権者教育の始まりとなってるけど。。。最初はやったとして、継続できるのかなあ～		
▲ ちょっとこのリンク先の資料は興味あるな		
● 今のところ、上島町では議会には要請はないな～		
● しかも、議会もそういうこと言うのは、私か平山さんくらい・・・		
▲ 主権者教育、子供だけじゃくて大人も対象と考えるべきだよ。		
● それはそう思う。		
■ それはありますね。		
● 法の下での平等は、守られていない状況が多々見られます。		
● それを、修正できるのはやはり最後は国民の役目。		
● しっかり勉強していかないといけませんね。		
● そして、こういう勉強をみんなに広めていかないと・・・		
■ では来週は私ですね。		
● 次は、表現の自由 お願いしますね～		
● これもいろいろありそうですね		
■ 頑張ります！！ではお疲れ様です。		
● では、お疲れさまでした。おやすみなさい。		
■ おやすみなさい！！		
▲ ではでは		